

国内における高病原性鳥インフルエンザの発生・検出状況(平成28年11月以降)

(平成29年2月6日8時時点)

家きん ● : 確定事例(7道県10事例)
すべてH5N6亜型 * 佐賀県はN亜型検査中

野鳥等 ☆ : 確定事例(20道府県209事例)
すべてH5N6亜型

☆ : 検査中(2事例)

※検査中

・月日は家きんでは疑似患者確定日、野鳥では検体の採材(回収)日
・[]はリスク種の分類。野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル(平成26年9月 環境省自然環境局)に基づく感染リスクの高い種(リスク種1>2>3>その他の種)

兵庫県(18事例)

小野市:カモ類糞便1事例(11/14)[3]
西宮市:キンクロハジロ1事例(12/28)[1]
ユリカモ1事例(1/18)[2]
伊丹市:コブハクチョウ15事例(1/13-18, 23)[1]

鳥取県(5事例)

鳥取市:カモ類糞便3事例(11/6, 15, 18)[2, 3]
米子市:コバクチョウ2事例(11/20)[1]

山口県(1事例)

山口市:ホシハジロ1事例(1/9)[2]

長崎県(1事例)

諫早市:ハヤブサ1事例(12/22)[1]

佐賀県(1事例)*

杵島郡江北町:肉用種鶏1事例(約7.1万羽)(2/4)

熊本県(1事例)

玉名郡南関町:採卵鶏1事例(約9.2万羽)(12/27)

大分県(1事例)

宇佐市:スリ1事例(1/12)[1]

北海道(1事例)

清水町:採卵鶏1事例(約28万羽)(12/16)

北海道(9事例)

苫小牧市:ハヤブサ1事例(11/24)[1]
北見市:オオハクチョウ2事例(12/2, 8)[1]
上士幌町:ワカウ1事例(12/12)[2]
音更町:ハヤブサ1事例(12/15)[1]
白老町:オナガガモ1事例(12/20)[2]
厚岸町:オオハクチョウ3事例(1/15, 18, 22)[1]

新潟県(2事例)

関川村:採卵鶏1事例(約31万羽)(11/29)
上越市:採卵鶏1事例(約24万羽)(11/30)

新潟県(19事例)

阿賀野市:コバクチョウ13事例(11/27, 12/2, 5, 6, 8, 9-14, 16)[1]
オオハクチョウ2事例(12/6, 1/12)[1]
上越市:ハシホリガラ1事例(12/1)[その他]
ハヤブサ1事例(12/1)[1]
新潟市:コバクチョウ1事例(12/19)[1]
村上市:ハヤブサ1事例(1/1)[1]

三重県(1事例)

明和町:オオカ1事例(12/14)[1]

滋賀県(1事例)

草津市:オオハン1事例(1/4)[2]

京都府(7事例)

京都市:コバクチョウ7事例(12/22)[1]

石川県(1事例)

加賀市:ヒクイ1事例(1/15)[1]
※加賀市:ヒクイ1事例(1/29)[1]

宮崎県(2事例)

川南町:肉用鶏1事例(約12万羽)(12/19)
木城町:肉用鶏1事例(約16万羽)(1/24)

鹿児島県(30事例)

出水市:環境試料1事例(11/14)
ツル24事例(11/18-26, 28, 12/3, 5, 6, 11, 14)[2]
カモ類生体・糞便5事例(11/20, 22-24)[2, 3]

青森県(2事例)

青森市:あひる(約1.8万羽)(11/28)
青森市:あひる(約4.7千羽)(12/2)

青森県(8事例)

八戸市:オオハクチョウ1事例(12/8)[1]
オオカ1事例(12/28)[1]
三沢市:コバクチョウ1事例(12/5)[1]
オオハクチョウ1事例(12/19)[1]
弘前市:オオカ1事例(12/12)[1]
平内町:オオハクチョウ1事例(12/12)[1]
むつ市:オオハクチョウ1事例(12/12)[1]
十和田市:オオハクチョウ1事例(12/29)[1]

秋田県(6事例)

秋田市動物園:コバクチョウ3事例(11/15, 17)[1]
シロクロウ3事例(11/23)[3]

岩手県(17事例)

盛岡市:オオハクチョウ7事例(11/23, 12/17, 22, 25, 27, 1/8)[1]
滝沢市:マガモ1事例(12/9)[2]
一関市:コバクチョウ1事例(12/13)[1]
オオハクチョウ2事例(12/18, 21)[1]
花巻市:オオハクチョウ1事例(12/20, 1/5)[1]
ハクチョウ類1事例(1/5)[1]
コバクチョウ2事例(12/22)[1]
大船渡市:オオハン1事例(12/22)[2]
紫波町:オオハクチョウ1事例(1/16)[1]

宮城県(2事例)

登米市:マン1事例(11/21)[1]
栗原市:マン1事例(11/26)[1]

福島県(2事例)

福島市:オオハクチョウ1事例(12/2)[1]
鏡石町:オオハクチョウ1事例(12/14)[1]

栃木県(2事例)

真岡市:オオカ1事例(12/12)[1]
大田原市:オオハクチョウ1事例(1/13)[1]

茨城県(62事例)

水戸市:オオハクチョウ1事例(11/29)[1]
ユリカモ7事例(12/6, 15, 18, 20, 22, 24)[2]
コバクチョウ30事例(12/8, 10-22)[1]
コバクチョウ14事例(12/19, 21, 26, 30, 1/4, 16-19, 21, 22, 24)[1]
カンムリカツブ3事例(12/24, 25, 28)[2]
ホシハジロ1事例(12/21)[2]
鹿嶋市:ユリカモ2事例(12/18, 26)[2]
オオハクチョウ2事例(12/28, 1/19)[1]
ひたちなか市:ユリカモ1事例(12/24)[2]
潮来市:オオハクチョウ1事例(1/11)[1]

岐阜県(1事例)

山県市:採卵鶏1事例(約8.1万羽)(1/14)

愛知県(16事例)

名古屋市動物園:コバクチョウ3事例(11/29, 12/4, 6)[1]
ジューカラガン4事例(12/10, 13, 14, 17)[1]
マガモ2事例(12/13)[2]
ヒドリガモ1事例(12/13)[3]
環境試料2事例(12/17)
豊橋市:ヒドリガモ1事例(1/3)[3]
西尾市:ホシハジロ2事例(1/4, 11)[2]
スガモ1事例(1/6)[2]
※蒲郡市:スガモ1事例(1/31)[2]



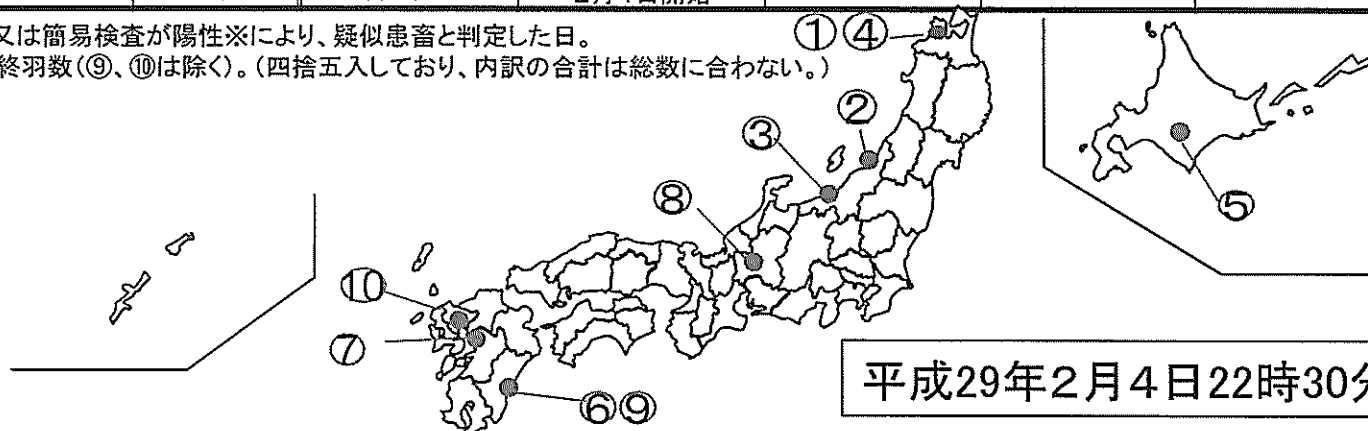
平成28-29年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生について

発生概要(全7道県 10農場 約137.9万羽)				農林水産省 対策本部	防疫対応状況(予定は最短の場合)				
事例	発生日 ^{注1}	発生場所	飼養羽数 ^{注2} /種別		措置完了日(0日目) ~ 10日目		21日目		
					防疫措置 (殺処分、消毒等)	清浄性 確認検査	搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除	
①	青森県	2016年 11月28日	青森市	約1.8万羽 あひる	11月28日	11月29日開始 12月5日完了	12月16日開始 12月21日完了	12月21日解除	12月27日解除
②	新潟県	2016年 11月29日	関川村	約31万羽 採卵鶏	11月28日	11月29日開始 12月5日完了	12月16日開始 12月20日完了	12月20日解除	12月27日解除
③	新潟県	2016年 11月30日	上越市	約24万羽 採卵鶏	11月30日	12月1日開始 12月6日完了	12月17日開始 12月21日完了	12月21日解除	12月28日解除
④	青森県	2016年 12月2日※	青森市	約4,700羽 あひる	12月2日 (持ち回り)	12月2日開始 12月5日完了	12月16日開始 12月21日完了	12月21日解除	12月27日解除
⑤	北海道	2016年 12月16日	清水町	約28万羽 採卵鶏	12月16日	12月17日開始 12月24日完了	1月4日開始 1月10日完了	1月10日解除	1月15日解除
⑥	宮崎県	2016年 12月19日	川南町	約12万羽 肉用鶏	12月19日	12月20日開始 12月21日完了	1月1日開始 1月5日完了	1月5日解除	1月12日解除
⑦	熊本県	2016年 12月27日	南関町	約9.2万羽 採卵鶏	12月26日 (持ち回り)	12月27日開始 12月28日完了	1月8日開始 1月12日完了	1月12日解除	1月19日解除
⑧	岐阜県	2017年 1月14日	山県市	約8.1万羽 採卵鶏	1月14日	1月14日開始 1月17日完了	1月28日開始 2月1日完了	2月1日解除	2月8日 解除予定
⑨	宮崎県	2017年 1月24日	木城町	約16万羽 肉用鶏	1月24日	1月25日開始 1月26日完了	2月6日開始予定 2月10日完了予定	2月10日 解除予定	2月17日 解除予定
⑩	佐賀県	2017年 2月4日	江北町	約6.9万羽 肉用種鶏	2月4日 (持ち回り)	2月4日開始	-	-	-

防疫対応終了

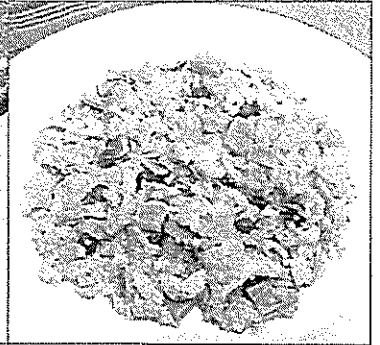
注1) 遺伝子検査がH5亜型陽性又は簡易検査が陽性※により、疑似患者と判定した日。

注2) 飼養羽数は、殺処分時の最終羽数(⑨、⑩は除く)。(四捨五入しており、内訳の合計は総数に合わない。)



平成29年2月4日22時30分現在

ご安心ください、店頭の 鶏肉・鶏卵は安全です。



国産鶏肉・鶏卵は安全です。

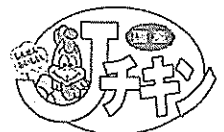
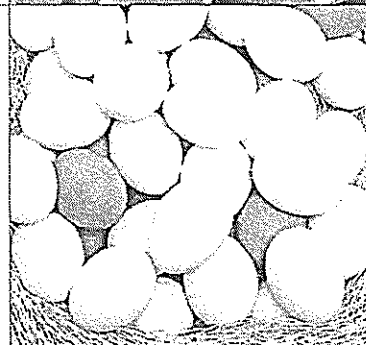
国産チキンは「食鳥検査法」に基づき、「食鳥検査員(獣医師)又は食鳥処理衛生管理者」によって3段階にわたり、病気や異常がないかを検査することが義務付けられ、厳しい基準に合格したものだけが出荷されています。
国産鶏卵は「食品衛生法」に基づき策定された衛生管理要項に従って、厳格な品質管理下で供給されているので安全です。



鶏肉・鶏卵からは 鳥インフルエンザに感染しません。

WHO(世界保健機関)によるとインフルエンザウイルスは、調理の際の加熱(食品の中心温度70℃)により死滅するとされています。
万が一、鶏肉や鶏卵にインフルエンザウイルスが存在したとしても胃液ですべて死滅します。

鳥インフルエンザ発生源から鶏肉・鶏卵を一時的輸入停止措置にするのは、日本国内の鳥の肉での拡大を防ぐための措置です。鶏肉・鶏卵が食品として絶滅したからではありません。



食卓の安心をお約束

公益財団法人 日本食肉消費総合センター
代表理事 佐藤 隆夫 代表理事 佐藤 隆夫 代表理事 佐藤 隆夫
〒100-8385 東京都千代田区千代田1-1-1 日本食肉消費総合センター

<http://www.jmi.or.jp>

平成26年度国産鶏肉安心確保支援事業